

緊急事態宣言解除後の西東京市公共施設再開の流れ

※状況により再開時期が前後する場合があります
令和2年5月26日 西東京市対策本部決定

西東京市における施設利用の「新ルール」適用

東京都
STEP1
5月26日

東京都
STEP2

東京都
STEP3

再開の時期

施設分類

(緊急事態宣言解除) ①
感染対策を講じつつ、解除後、すみやかに再開

- ・図書館 (貸出サービスのみ)
- ・公園 (ボール広場・複合遊具)
- ・各種会議室・多目的室 (市庁舎・公民館施設除く。) 用途 会議・打合せ等に
限る。 ※施設により6月以降の再開あり

(感染小長期) ②
解除後、おおむね1週間程度経過後に再開

- ・文化施設 (ホール等の一部)
- ・スポーツ施設 (プール、トレーニング室等は民間スポーツジム再開時まで休止)
- ・図書館 (制限付開館)
- ・公民館 (制限付開館)

(収束期) ③
解除後、おおむね2週間から3週間程度経過後に再開

- ・学校 (校庭)
- ・高齢者施設 (創作活動等)

(収束中) ④
解除後、おおむね4週間程度経過後に再開

- ・学校 (体育館等)
- ・多目的室 (運動系活動)

(収束中) ⑤
解除後、当面の間「休止」⇒再開

- ・高齢者施設 (運動系活動)
- ・障害者施設 (会議等以外の用途)
- ・調理室・入浴施設
- ・多目的室 (コース・カラオケ等)

再度の流行

適切な感染予防策を講じた上で、「全面開館」